

第十回国会 厚生委員会 議録第二十六号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)  
午後三時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事青柳 一郎君  
理事丸山 直友君 理事巨 四郎君  
理事金子 徳重郎君 理事福田 昌子君  
大石 武一君 高橋 等君

田中 元君 寺島隆太郎君  
中川 俊恩君 堀川 恭平君  
松井 豊吉君 清藤 唯七君  
岡 良一君 松谷天光君  
出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君  
(医務局長) 慶松 一郎君  
(厚生事務官) 木村忠二郎君  
(社会局長) 委員外の出席者

専門員 川井 章知君  
専門員 引地亮太郎君  
専門員 山本 正世君

本日の会議に付した事件  
生活保護法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一七二号)  
身体障害者福祉法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第一七二号)  
医師法、歯科医師法及び薬事法の一  
部を改正する法律案(内閣提出第一  
二七号)(予)

○青柳委員長代理 これより会議を開  
きます。

都合によりまして、委員長が不在で  
ございますので、私が委員長の職務を  
行います。

まず生活保護法の一部を改正する法  
律案及び身体障害者福祉法の一部を改  
正する法律案の両案を一括して議題と  
いたし、先般大臣よりお聞きしました  
説明の補足説明を、社会局長よりお願  
いいたします。

○木村(忠)政府委員 生活保護法の一  
部を改正する法律案並びに身体障害者  
福祉法の一部を改正する法律案につ  
きまして、大臣の提案理由の説明の補足  
的な御説明を申し上げます。

まず生活保護法の一部を改正する法  
律案について申し上げます。

生活保護法の一部を改正する法律案  
は、主として先般の社会福祉事業法の  
制定に伴いまして、生活保護法の施行  
の第一線の現業の仕事に福祉に  
事務所に置きまして行うことになりま  
したので、その関連の事項を改正する  
ことにいたしましたのであります。福祉に  
関する事務所を都道府県及び市に設置  
することを原則といたしまして、なお  
町村におきましても必要な場合には、  
これが設置できるようにいたしてあり  
ます。関係から、従来保護の実施機関  
が市町村長でありましたものを、福祉  
に関する事務所を管理する都道府県知  
事、市町村長及び町村長というものが  
保護の実施に当ることになったので  
ございます。第十九条がその趣旨をも  
つて改正した点であります。ここ  
におきまして内容といたしましては、  
どの要保護者をどこで所管するかとい  
うことを明らかにする規定を第一項に  
おいて設けたわけであります。なお町

村長と福祉に関する事務所との関係を  
明らかにすることが必要でございます。  
また、またもう一つは、緊急の保護を  
要するような場合にも、町村長の責任  
を明らかにいたしまして、保護の全き  
を期する必要があるもので、第二十  
九条の第六項におきまして、福祉事務  
所を設置しない町村におきまして、緊  
急の場合にこれを行うことができるよ  
うにいたし、不安のないようにいたし  
ますとともに、町村長が福祉事務所の  
長が行いますところの保護事務の執行  
を適切ならしめるために、これに協力  
する規定を第七項におきまして明らか  
に規定いたしましたのであります。ここ  
で要保護者の発見でありますとか、発見  
いたしました要保護者についての通報  
でありますとか、あるいは保護の申請  
の取次でありますとか、あるいは被保  
護者に対します保護金品の交付の取  
次でありますとか、要保護者に対する  
各種の調査でありますとかいふたよう  
な事項を、町村長が福祉事務所長を助  
ける趣旨をもちまして、いたすことを  
明らかに規定いたしましたのでございま  
す。

第二十一条、第二十二條の改正、あ  
るいは第二十四條の第一項、第四項の  
改正等は、これは社会福祉事業法の制  
定に伴います改正であります。第二  
十四條第六項は新たに設けたのであり  
ますが「保護の開始又は変更の申請  
は、町村長を経由してすることができ  
る」という規定を設けたのでありまし  
て、それは福祉に関する事務所が町村  
と離れて行つたような場合におきま  
す保護申請の便利をはかるようにいた  
したのでございます。

次に、それからあとの二十五條から  
七十條までの規定は大部分保護の実施  
機関の変更に伴います規定でありま  
す。ただ第四十二條、第四十三條二  
項、第四十五條二項の「公益法人」を  
「社会福祉法人」に改めましたのは、社  
会福祉事業の中で人の生活をあずかり  
ます施設は、国、公共団体以外のも  
のは社会福祉法人が行うことにし  
た原則にかんがみまして、従来公益法  
人にこれを限定いたしておりましたも  
のを、社会福祉法人に限定することに  
いたしましたのでございます。

次に、費用の關係につきまして、第  
七十條以下の改正をいたしております  
のであります。これは、従来保護の実施  
を市町村がやつておりました關係上、  
国で負担いたしますところの八割以外  
の二割の負担を市町村及び都道府県が  
半分ずつ分担いたすことになつてお  
りましたものを、今回保護の実施機関  
というものが、都道府県、市及び福祉  
事務所を設置する町村ということにな  
りました關係から、その二割をその保  
護実施機関に持たせることにいたした  
のでございます。市及び福祉事務所を  
設置いたします町村に對します關係  
は、都道府県はこれに對する指導監  
督をいたす権限はあるのでございま  
すけれども、その実施につきまして、  
その責任を持つております者にその  
費用を負担せよという原則をとりま  
して、二割と八割の負担ということに  
いたしましたのでございます。その点につ  
きましては、従来地方の負担部分につ  
きましては、平衡交付金をもつて操作  
することになつたのでござい  
ますので、その平衡交付金の配付につ  
きまして、この点を考慮いたしまし  
て、従来市町村に配付いたしており  
ましたものが都道府県に行きますよう  
にいたし、また都道府県に行きますよ  
うに、市及び町村に行きますように、  
それが、措置をいたすことにいたして  
おります。この結果、財政上に支障を  
来すことのないようにいたしたいとい  
うように考えております。この点につ  
きましては、地方財政委員会当局とも  
十分話し合ひがたいおる次第でありま  
す。

なお、以下の規定は、この保護の実  
施機関のかわることに伴う規定であり  
まして、一時繰替支弁の規定をいたし  
ておるような次第でございまして、  
なおこれに伴いまして生活保護法の  
ように日常の生活についての保護の実  
施をいたしますものが、一番末端の行  
政機関であります。町村の手を離れま  
して、福祉に関する事務所に移るとい  
う場合におきまして、保護の徹底を欠  
き、あるいは保護を受けず者の非常  
な負担となすようなことのないよう  
にいたさなければならぬことは、申す  
までもないことであります。現在考え  
ております受持の件数というものは、  
は、現状より悪くなるというようなこ

とはなく、むしろ現状よりは、これが十分に行われましたならば、徹底できるだろうと思っておりますし、さらに町村長にその協力いたします責任を明らかに規定いたしておりますし、また緊急な場合の規定も設けたわけでありまして、これらによりまして遺憾のない措置ができるものである、こういうふうに確信いたしておる次第であります。

次に、身体障害者福祉法の改正であります。この法律改正のおもな点は、やはり社会福祉事業法の制定に伴うものであります。社会福祉事業法におきましては、社会福祉主事というものが、この福祉法の事項を行うことになつておりますので、身体障害者福祉司と社会福祉主事との関係を明らかにいたす必要があらます。従いまして、ここにおきましては、身体障害者福祉司は、特別の専門的な知識技術を必要といたします事項を行い、福祉事務所の所員に対する技術的の指導を行い、専門的知識の必要な事項につきまして、みずからそれを実施するということによつて、その関係を明らかにいたすとともに、身体障害者福祉司は福祉に関する事務所にこれを置くことにいたしております。ただ市及び町村が福祉事務所を設置いたしておりますものに對して、これに対する財政的の措置が十分にできておりませんので、市及び町村が設定いたします福祉事務所に置きましては、その町村の状況に応じまして身体障害者福祉司を置くことにいたしたのであります。ただこの場合、身体障害者福祉司が置かれていない福祉に関する福祉事務所につきましては、他の場所における身体障害者福祉

司が、その町村の身体障害者福祉法の施行に對して技術的の指導を行うようにいたしたのであります。なお従来の規定にございせんでした身体障害者福祉司の資格を、この法律におきましては第十條でもつて明らかに規定をいたしました。これは社会福祉主事の資格が社会福祉事業法にございしたのに対応したものであります。

なお身体障害者の更生相談所につきましては、社会福祉事業法におきまして、福祉事務所が福祉に関する第一線の仕事をいたすことになりました関係から、福祉事務所との関係を明らかにいたすことにいたしまして、ここにおける仕事の関係を第十一條に明らかに規定いたしました。福祉事務所で行います仕事の内容及び、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、必要に応じて更生相談所の判定を求めなければならぬというように規定いたしましたのであります。次に、新たに福祉事務所において身体障害者について行う事業を明らかに第一條の二で規定いたしましたのであります。また福祉事務所を設置してない町村の身体障害者福祉法の施行につきまして協力をいたします規定を第十二條に盛つたのであります。

第十五條の改正は身体障害者手帳の件でございまして、これは大臣の御説明もございまして、これは児童福祉法におきまして、肢体不自由な児童の保護の措置をいふ講ずることについてした関係から、身体障害者手帳を十八歳未満の児童の肢体不自由者にも、これを交付するために改正を行つたのであります。

以下の条文についていふと、この法律の改正等がありますけれども、これは援護の実施機関の変更に伴うものが主たるものでございまして、また用語の適当でないものにつきまして、この改正の際に用語を改めしたものが二十九條、三十二條等にあるのであります。次に、三十五條以下は費用の負担の点でございまして、これは実施するところの実施機関においてこの費用の二割、八割の負担をいたすことにいたしましたのであります。これについて財政的な措置は前申した通りでございまして、その他四十三條の二という規定は、援護の実施機関というものが福祉事務所を中心としたします公共団体ということになります関係から、援護の実施機関の異動等の場合の規定を設けたようなわけであります。これは生活保護法の場合と同様でございまして、次に附則であります。この二十七項に新たに規定を設けてございまして、これは公益質屋法を改正いたしました。六月一日から公益質屋法によります公益質屋は、社会福祉法人でなければこれを経営することができない。つまり地方公共団体以外のものは、社会福祉法人でなければできないのであります。現在公益法人で公益質屋をやつておりますものがございまして、これが社会福祉法人になります。また、一年間くらゐの間公益法人であつても、社会福祉法人になるまでの間公益質屋ができるようにするためにこの規定を置いたのであります。

政委員会当局とは十分な連絡をとりまして、遺憾のない措置をとることができると思ひます。

○青柳委員長代理 両案について御質疑はありますか。

○丸山委員 生活保護法の改正でちよつとお伺ひいたしましたのであります。この二十五條に「町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、云々とありますが、この急迫した状況というものは、實際上においてはどうか。たとえば貧困であるがために、もう生命の危険が迫つておるというふうなときが、いわゆる急迫した状態であるのか、あるいはどの程度のものを急迫状態とお認めになるのですか。

○木村(忠)政府委員 ただいまお話がございまして、はうつておきますれば生命の危険があるというふうな場合を言うのであります。

○丸山委員 この生活保護法におきまして、その他の面においても、元からありました民生委員というものが協力機関になつたために、しばしば実際の要保護者の発見が遅れたり、救護の手が延びることがおそくなつたりするといふようなことも、ある方面から聞いておるのであります。それがどういふふうにより町村長に実権がほとんどなくなりまして、生命の危険が迫つたというふうなときに、初めて市町村長が活動を開始するといふようなことで、末端の實際生活に困つておられる方々に保護の手を延ばすということに對して、こういう改正が行われると、かえつて運用の面において非常に困難な不都合な状況が起るといふようなこ

とはございせんか。

○木村(忠)政府委員 従来の大体的傾向を見ますと、町村長の側におきまして、町村の負担という点をむしろ顧慮いたしまして、保護を要するような場合に、むしろ保護が遅れがちであるといふようなことがありがちであつたのであります。今後は町村の負担がなくなつて、町村長といたしましては、むしろこの保護を催促する、保護をやつてもらうように督促する側にまわる可能性の方が多くなりまして、どちらかと申しますれば、この改正によりまして、保護の実施機関におきましては、町村長に直接接したしておる方々から催促を受けてこれをやらなければならぬといふような形になるわけであります。従いまして、その点につきましては、逆な場合の方がむしろ多いのじやないかと思ひます。もちろん、ただいまお話がございまして、ように、保護者の発見が遅れるというふうなことの起る可能性もないわけではないのであります。この福祉に関する事務所の職員につきましては、できるだけ町村との連絡なり、あるいは民生委員との関係なりを密接に保ちまして、実際に保護を要します場合には、急速な通報を受けまして、処置をいたすように指導いたしたいと考えております。なお急迫の場合で放置することができないといふような場合は、保護を要するものにきわめて多いようなわけであります。あるいは急に非常な疾病にかつたような場合といふことが考えられるわけでありまして、これらの点の措置についても、十分に遺憾のないようにいたしたいと考えております。

○丸山委員 遺憾なきを期したいとお  
つしやる、これは非常にごもつともな  
ことでございまして、遺憾があつては  
困るのでありますが、しかしそういう  
場合でも、市町村長がやらなければならぬ  
仕事、市町村長の責任と申しますか、急迫し  
た生命に危険があるような場合に、初  
めて権力が発動せられるわけで、そこ  
まで行かなければ、市町村長はそれを  
やつてはいけないうちに解散せられる  
のであります。そこまで行かないうち  
に早く処置することの方が、望ましい  
ように考えられるのでありますが、い  
かがですか。

○木村(忠)政府委員 町村長におきま  
しては、第十九条の第七項におきま  
して、保護の実施機関または福祉事務  
所の長に對します。四から四まで掲げま  
した事項を行わなければならないこと  
にいたしておるのであります。従いま  
して、要保護者を早く発見いたしてお  
り、要保護者におきましては、当然  
この規定によりまして福祉事務所長あ  
るいはその実施機関に通報する、そ  
うしてこれに對して必要な措置を求  
めるようにいたしておられます。従つ  
て、こういうような措置をとるひまが  
ないというやうな、急激に起つた場合  
も考えられるわけでありまして、そ  
ういふ場合におきまして、すぐに町村長  
がみずから手を下さすことができない場  
合におきましては、町村長は保護の実  
施機関に要求するというにいたし  
ております。

○丸山委員 身体障害者福祉法第十一  
条の三項に「身体障害者更生相談所は、  
必要に応じ、巡回して、前項の業務を  
行うことができる。」とありますから、  
もちろんやると思いますが、これは「で  
きる」というやうなことではなく、更生  
相談所というものは、義務的に巡回し  
て業務を行わなければならないといふ  
にやられないと、身体障害者に対  
する救いの手が延べられないと考えら  
れますし、生活保護法においても独立  
した条項があるかどうか伺いたい。

○木村(忠)政府委員 身体障害者更生  
相談所は、大府県に一箇所くらいと  
考えられるのであります。従いま  
して、初めから巡回して職能的な判定等  
を行うのであります。福祉事務所にお  
きましては、そういうむづかしい判定  
を行わないで、保護措置ができません  
のにつきましては、ただちに保護措置  
をする。その判定が必要な場合におき  
ましては、更生相談所と連絡しまして、  
その判定をしてもらうわけでありま  
す。その場合に、必要に応じて巡回し  
てもらつてやるわけでありまして、福祉  
事務所におきましては、その事務員  
は、常に自分の事務所におるだけでな  
く、管内を巡回いたしておられます。こ  
れは現業をいたしておられますところか  
ら、当然のことでございます。社会福  
祉事業法によりまして、福祉事務所が  
動きまわす場合に、その職員の中に、巡  
回して相談するものであるといふこと  
が明らかに規定してございまして、  
その方の措置で行うことができるとい  
うふうに考えております。

○丸山委員 生活保護法におきまし  
て、實際生活に困つてゐる人たちが、  
福祉事務所を設置してゐない町村であ  
る場合においては、町村長がそれを通  
報して、通報を受けたところがそれを  
処理するわけでありまして、児童福祉  
法その他一般のやうな費用負担が、  
平衡交付金の中に入つてゐる部分が相  
当たくさんありますので、費用負担に  
ついて耐え得ないといふやうな面が  
なり方々出て来る。そのために円滑を  
欠くやうなことが考えられるので  
が、その点についてどうお考えにな  
りますか。

○木村(忠)政府委員 通報の経費と申  
しますのは、急場の場合には電話で、  
そうでない場合には適当な他の方法で  
やるというところになると思ひますが、  
これらの場合について、特に取立てて  
どうしようといふことは、考えておりま  
せん。ただこれについて多額の経費が  
必要なものについては、生活保護に要  
する経費として、国から補助金が出る  
ことにいたしておられます。また保護  
の実施の経費につきましては、御承知の  
通り八割は国が負担といふことにな  
つております。残りの二割が平衡交付  
金と地方の財政負担。従いまして、町  
村におきましては重い負担がかかる  
といふことは考えられませんが、急迫な場  
合に保護をいたしたものに對する  
費用の負担について、規定を明らかに  
いたしたのでございまして。

○丸山委員 二割が平衡交付金に入つ  
てゐるといふことが困るのです。今ま  
でも市町村財政が窮乏しておられます  
場合に、生活保護法をやりますと、その  
市町村が一割負担する、その一割の負  
担を免れたために、しばしば救護の  
手が延びることが遅れてゐるやうな実  
際上の事実があつたのであります。そ  
れが今度八、二になるわけでありま  
して、その二が県といふことになり、八  
は機関を設けてゐる場所においては市  
町村といふことになりまして、その二  
割の負担が平衡交付金である場合に、  
平衡交付金における厚生行政に對する  
ウェイトが非常に軽いために、その部  
分が削りとられる、そのために実施が  
円滑を欠くことを私は心配したわけ  
であります。それに対して、はたして二  
割の負担のために、救護が円滑を欠く  
事実が起らないといふ自信を持つてお  
やりになることができませんか、どうで  
すか。

○木村(忠)政府委員 二割の負担は、  
主として県において起つて来る問題だ  
と思ひます。それにつきましては、従  
来からのいきさつから考えますと、県  
がその費用の負担を受けることをい  
うことは、あまり考えられないのであり  
ます。町村におきましては、非常にそ  
の点が鋭敏に感ぜられております。第  
二でございますから、今度二割を府県に  
持たすことによりまして、それで保護  
が円滑を欠くといふことは考えられな  
い。むしろ従来町村に持たせていた場  
合の方が保護の円滑を欠く点について  
は意見が多かつたのであります。特に  
最近市等におきましては、相当市自身  
の財源が大きくなってゐるやうでござ  
いまして、市が二割負担するといふこ  
とになるからといつて、そのために、  
市自身が従来からその金を押えること  
は全然なかつたので、大体この点にお  
きまして問題になりますのは、町村の  
中に貧弱な町村が非常に多かつたとい  
うふうに考えられます。従いまして、  
今度県に引上げた、あるいは市に引上  
げたといふことによりまして、むしろ従  
来の心配は軽減なつたことと思ひます。  
平衡交付金でいたしませんと、全額  
で持たなければならぬといふことにな  
りますか、全額国で持つてやる方がい  
いかどうか、どちらがいいかという問

題については、いろいろ問題があるよ  
うでございまして、十分検討させてい  
ただきたいと考えております。

○福田(昌)委員 ただいま社会局長の  
御説明を聞いておりますと、市町村の  
負担が、従来よりは好転いたして、し  
かも要保護者がこの改正案によつてい  
かにも救われるやうに聞えるのであり  
ますが、しかし私も従来生活保護  
法の運営を見ておきますと、市町村が  
わずかに一割の負担に耐えかねて、保  
護者の指定を遅らせたり、あるいは  
要保護者でありながら、その保護を打  
切られたといふやうな者を、つづきに  
多くの事例を見て参りました手前、こ  
ういふ市町村が保護の実施機関にな  
つた場合、市町村の負担が二割になつた  
といふことは、むしろ生活保護法の運  
営に陰翳をつくるものではないかとい  
うやうな感じがいたしてしかたがない  
のでございまして。どういふやうな事例  
をもたれまして、要保護者がこれによ  
つて従来よりも非常に恩恵的に救われ  
るとお考えになつておられるか、もう  
一回御説明願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 町村には、二割  
は負担せられないのでございまして。市と  
府県とがそれぞれ二割ずつ負担するわ  
けであります。従来負担をいやがりま  
して、保護をしりごみするといつたよ  
うな問題は、主として町村にあつたとい  
うところから、そういう貧弱な町村  
におきましてやるよりは、県で負担す  
る方がよいのではないかと、いふこと  
で、その負担を県に引上げたわけであ  
ります。従いまして、町村が要保護者  
の保護を実施いたします場合には、町  
村の方で自分が保護の実施機関になり  
たいという希望を持つて、しかも財政

的に見てその能力があると考えられる町村に限られるわけでございます。従いまして、町村で今後生活保護法の実施機関になります場合におきましては、大抵財政のゆたかなものになると考えられております。もちろん二割、八割という負担率がいいかどうかという点につきましては、まだ問題は残っているわけでございます。これにつきましては、十分今後検討いたしてみたい。なおこれの実施の状況によりまして、これに対する措置につきましては、考究したいと思っております。

○福田(昌)委員 二割を平衡交付金にいたしますと、私もどう考えましても、県でも市でも、平衡交付金はこういう福祉事業に対しては、よほど理解のある県、あるいは市でなければ、こちらの方面には割愛できない傾向になるのではないかと懸念いたしますので、平衡交付金で支出するということに対して、十分納得のいきがたい点がございいます。その点でも、どういふわけですらういふ心配はないかということ、もう少し御説明願いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 二割は平衡交付金が入つておると申しましたのは、言葉が少し足りないものであります。二割は地方が負担するものであります。地方で負担できないような財政状態のところは、平衡交付金で調整するという形になつておるわけでございいます。従いまして従来の二割、八割という関係と、その関係は何かかわつていないのであります。従来の府県と市町村とが一割ずつ持つておりました場合に平衡交付金をわけましたのと、今度の平衡交付金をわけます場合の基準

を變更いたしましたして、実際に負担いたします方に、平衡交付金がよけに行きようにいたさなければならぬと考えているのであります。従いまして、地方の財政につきましては、そのアンバランスのところを平衡交付金でもつてバランスをとるといふ方針を現在とつております以上、地方にある程度負担をかける場合に、その調整を平衡交付金でやるということをしていきたいと思います。ほかに措置がない。もしそれをやらぬといふとすれば、全額国庫負担にしなければならぬということになります。こういうような福祉の仕事を、全額国庫負担でやるのが適当であるかどうかという点につきましては、まだいろいろ問題もあるかと考えられますので、この点につきましては十分検討いたしたいと考えております。

○福田(昌)委員 こういう福祉事業を全額国庫負担でいたします場合、どういふふな都合なことが生ずるかという点を、具体的に御示願したいと思います。

○木村(忠)政府委員 社会福祉に關する各種の問題は、もちろん国民の生活保障といつたような問題を含んでおりますので、国の責任としていたさなければならぬ仕事でございいますけれども、やはり一部は地方におきまします社会福祉という問題に対する関心を十分持たせる意味において、地方でもつてある程度負担することが適當であると言へるのではなからうかと思つておるのであります。社会福祉に關する仕事は、だん／＼と民間の仕事から公の仕事になり、公の仕事は地方の仕事からだん／＼中央の仕事になつて来るのは、社会福祉の仕事の傾向でござい

して、これが現在国が八割、地方が二割という、補助予算といたしましては他に例がない法律の補助をいたしております現状まで来た経過でございいます。これを全額国庫で負担するのはいかどうかということは、そこに問題があるわけでございまして、将来社会福祉の問題につきまして、地方は全然関心を必要としないことになりまさらば、これは全額国庫で負担する、しかも国の直轄機関でこれを行ふということになつて来るのではないかと考えます。しかし現在の地方の一般情勢との関連を考えますときに、全額国の負担をいたしまして、国で直轄してやることはいかどうかという点について、いろいろ問題があるのではなからうかと考えております。

○福田(昌)委員 要保護者は、今日いろいろ方法によつて援護を受けております。その実情から考えまして、社会福祉事業を地方に關心を持たせるという意味において、地方に少し費用の負担をさせるということは、その地方の費用の負担が福祉事業に關心を持たせる程度のものであれば、これに關心を持たせる方法は、費用の負担以外に幾らでも方法があることである。従つて福祉事業は、むしろ国の責任において全額国庫が持つべきだと考えるのであります。そういう意味合いにおきまして、この法案のそういう地方の経費負担というものの、しかも平衡交付金に關係ある負担ということに對して、どうも納得のいかないものを感じております。そういう点、もう少し社会局において御配慮願いたいと思うのであります。

次には、身体障害者福祉法に關してのお尋ねであります。第九條に、都道府県は、その設置する福祉事務所におき、身体障害者福祉司を置かなければならぬといふことがうたわれておりますが、その第四項に「身体障害者福祉司が置かれていない」云々といふことがありますが、置かなければならぬといふことを規定してありながら、置いてない福祉事務所があつてもいいといふような感じが受取れるのであります。これはあえてこの第一項の身体障害者福祉司を置かなければならぬといふことを守らなくてもいいものでしょうか。

○木村(忠)政府委員 福祉事務所は都道府県にも置きますし、市及び町村にも置くのでございいます。市は、すべての市が福祉に關する事務所を置くようになつております。都道府県も全部置かなければならぬことになつております。それから町村は、置きたい所であつて、置く能力のある所は置かせることにいたしております。これは社会福祉事業法にそういうことになつております。それで、都道府県の福祉事務所におきましては、必ず身体障害者福祉司を置かなければならぬことになつておるのであります。これは絶対的に置かなければならぬのであります。市及び町村で設置いたします福祉事務所につきましては、身体障害者福祉司を置くことができるという規定にいたしました。したが、これにつきましては、私たちの方といたしましては、全部置かせるようにいたしたいつもりでおります。しかし現在の財政の措置では、市及び町村に身体障害者福祉司を置かせるだけの十分な予算的措置がいたしてございせんので、これにつき

ましては、地方の事情によりまして、置くことができません所は置いてもらいたいといふような趣旨で、この規定を設けたのでございいます。従いまして、第四項におきまします「身体障害者福祉司の置かれていない福祉事務所の長は」と申しますのは、市及び町村の福祉事務所でありまして、身体障害者福祉司を置いていない福祉事務所のことをさしておるのでございいます。

○福田(昌)委員 この身体障害者福祉司といふのは、たとえば他の社会福祉主事とかその他児童關係の福祉司と兼務することができるとですか。

○木村(忠)政府委員 建前といたしましては、身体障害者福祉司の持つております知識、技能といふものは、児童福祉司とは違ひますので、これは兼務できるとは考えられません。しかも仕事の内容も異なつております。それから仕事の程度も差がございいますので、両方を兼ねることはできません。ただ社会福祉主事と身体障害者福祉司といふものは、同じ人が両方兼ねておることがあつても一向さしつかえない。しかし社会福祉主事の方は定数がきまつておりますので、その定数がそのために食われて仕事が行く行かないということがあることは、これは認められません。従つて、余裕があります場合には、十分人を持つております場合に、それを兼ねさせまして、仕事の円滑を期するといふような意味ならば、これはできないことではないと思ひます。また児童福祉司と身体障害者福祉司につきましては、これは両方の必要といたします特殊技術、社会福祉主事よりも、ある意味におきましては高度の技

○松谷委員 昨日の丸山委員と記憶いたしますが、御質問をなさいましたのに対して、久下次長のお答えだったと



記憶いたします。この法案がかりに通過しなかつた場合はどうか、こういう質問内容だつたと思ひます。あるいはまたこの法案を提案されたその当局の決意を、おそれお尋ねになつたものと記憶するのでございますが、それに対して久下次長の御答弁は、私がうかがつたところによると、非常に何か御熱意の足らぬような御答弁のようを受取れたのであります。私一人の目が目ではなからうと思ひますが、久下次長の御答弁の中に、旧法があるからさしつかえない、こういうお答えのやうに記憶いたします。もちろん通るかならない問題は国会の意思でございまして、決定をまつてから云々しなければならぬ問題だと思ひますが、少くとも改正案を出したつた立場の当局とされては、通つても通らなくてもかまわぬというやうな、その御意見というものは、私はどの法案についてもあらうはずはなからうと思ふのであります。少くとも久下次長が、通つても通らなくてもいい、こういうやうなお考えであるならば、あえてここで改正案を出す必要もないのではないかと思ひます。少くとも当局が改正案を出された以上は、私も改正案を審議する場合には、この改正案をよしとして、そして当局は当然医療行政の上から、これこそが将来の日本の一つの方角であるという確信を持つて、私は改正案を出されておられるものという見解に立つて、改正案の検討をさせていただきます。お一人であります。どうもたよりないと思ひますが、その御熱意のほどをもう一度伺つておきたい。その点について、私の聞き違いであれば幸いと思ひますが、その点に

ついて、もう一度重複いたしますが、久下次長の改正案を提案された御決意のほどを承らせていただきたいと思ひます。

○久下政府委員 ただいまのお尋ねは、金子委員の御質問に対して私が答えたをいたしたのであらうと思ひますが、その際にも私申し上げたのでございしますが、通つても通らなくてもいいという意思ではない。私も政府の職員といたしまして、この案を是なりと信じて提議をいたしたところのものがたいへん切迫いたしました。御迷惑でございまして、御決意をいたしましたことを希望しております。このことを申し上げたつもりでございまして、た金子委員から、もし通らなかつたら何か困ることはないかというやうな仮定に立つてのお尋ねがございました。これは、実質的に、あるいは法律的にこれが通りませんでも、通らなかつたらという仮定をされれば、現行法で一応制度としてはできておりますので、そういう意味合いにおいて、取立てて困ることはないだらうという意味で申し上げたのであります。しかしながら、私どもは本旨は、通らないというところを今実は考へておらないのであります。い、ぜひとも通らせていただきたいという念願でございします。

○松谷委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、やはり当局は、この改正案が実現することが、医療の民主化を促進するといふ解釈の上に立たれて、この法案を御提案になつたといふふうに解釈してよろしうございしますか。

○久下政府委員 医療の民主化になるかどうかといふことにつきましては、私今責任を持つてお答えをするわけに参りません。私もとしては、この法律案を御決定願ひまして、この制度を實施いたしますことが、医療の向上になり、従つて国民の福祉の上に有益であるといふふうに考へておるものでございします。

○松谷委員 私また疑念が出て来るのでございしますが、医療の民主化かどうかはわかりませんが、こういうお答えでございします。しかし少くとも医療制度については進歩である、民主化という言葉が悪ければ医療の進歩、こういうお考えの上に立たれてお解してよろしいものでございしますか。あるいはまた、少くとも今日の医療行政といふものが、社会保障制度に向つて日本がやはり進まんとしておる今日、社会保障制度をよりよく實現して行くその一環といふふうな解釈をして、この改正案を出されたといふしうございしますか。あるいは医療の民主化とは言えないかもしれない、その点については責任が持てないという御答弁を、もう少しかみ砕いて伺わしていただきたいと思ひます。

○久下政府委員 実は民主化というやうなことを口にいたしますと、私自身の考へておりますことと松谷先生の考へておられることと、あるいは食ひ違ひが生じはしないかといふことを懸念いたしましたので、その点からはお答えを申し上げなかつたので、ただいまにおきまして、なおさうに考へられるのであります。しかし後段のお話にございしましたように、またこの制度の基本的な考へ方にございします医

師、歯科医師、薬剤師というやうなそれらの専門の立場におられます人が、しかも一方におきまして医学、薬学が年々進歩して参つております現状におきまして、これらの人々がそれぞれ専門の分野に深く進むことによつて、専門の知識、技能を活用して、世人の医療に當つていただくことが、国民福祉のために有益であるといふことを考へまして、この提案をいたしたことを次第でございします。社会保障制度云々といふことがございしましたけれども、これにつきましても、社会保障制度それ自身が、必ずしも医療分業と直接のつながりはないようにも私は考へておるのでございします。従つて、今社会保障制度審議会から勧告のありますやうな社会保障制度を實施いたしますために、この制度をどうしてもやらなければならぬものであるというやうな、直接のつながりはないと思ひますけれども、しかしながら、基本的に国民の医療の向上をはかり、国民福祉を増進することが、社会保障制度の目的であるといひますならば、その目的にはこの制度は沿うものであると信じておるものであります。

○松谷委員 なお重ねて伺つておきたいのでございしますが、今のお答えの中で、医療制度の発展の一環ではあるといふことを言われたと思ひますが、少くとも久下次長は、それが医療の発展段階の一つであるという立場に立つて、この改正案を提案され、今後そのために御努力くださる、またその熱意をお持ちになつておられる御決意であると解釈いたしてよろしうございしますか。

○久下政府委員 お話の通りでござい

○松谷委員 薬務局長にちよつとお尋ねしておきたいのですが、昨日の御答弁をいただいた内容に關してお尋ねするのでございしますが、局長のお答の中、何かこの改正案があらうの勧告によつてなされたものであるといふやうなお答が――特に委員の質問の内容がそうであつたためであらうと私は思ひますが、少くとも当局がこの改正案を出されるに至つたまでの御決意になる経過は、ただ単に勧告があつたといふことだけによつてなされたのではなくて、少くとも日本の将来の医療制度というものがかくあるべきものであるといふ御確信の上に立たれて、私は案を草案なさつたものと解釈したいと思ひますが、その点はいかがでございしますか。

○松谷政府委員 昨日も申し上げたのでありますが、この問題は七十年來の懸案でございまして、長年議論されたところでございします。従ひまして、勧告は一つの原因にはなつておるかもしれない。しかし、もちろんそれは全部ではございせんし、それはその一部であるといふ次第でございまして、私もいたしましては、勧告のいかににかかわりませす、その問題につきましても、かくすることが最もいいと考へておる次第でございします。

○松谷委員 これは別に局長、次長どちらというわけでもございせんが、伺つておきたいのでございします。今日この問題が医療分業というやうな名前がつけられて、いかにも医師と薬剤師との一つの権利の争奪戦のやうな感覚を非常に與えておる向きが多いのでございしますが、私のやうなしろうと

から考えますと、分業という言葉をと  
こからどうつけたのか、この分業とい  
う言葉そのものに、私は大きな誤解を  
招く点があるのではないかと。これはむ  
しろ医業の協同である。両方からお互  
いの力を国民医療の向上のために十二  
分に出し合つて、そうして国民の医療  
をより幸福にするというふうな解釈し  
たいとさえ思うのでございますが、そ  
ういふ点について、当局はどういうお  
考えをお持ちになつておられますか。  
また当局がこうした改正案を出される  
以上は、少くともその医療を受ける立  
場、また行政を行つて行かれる立場か  
ら、先ほどからくどく繰返しておりま  
すように、日本の一つの将来というも  
のに対して、やはり医療制度をこうす  
ることが、日本全体の国民の幸福であ  
り、日々の生活の幸福であるというこ  
とを見通されての改正であると私は解  
釈し、またそう信じたいのでございま  
すが、その点について当局のお考えを  
伺つておきたいと思ひます。

○慶松政府委員 医業分業なる言葉が  
いつ出たかということにつきましては  
は、これは昔から習慣的に言われてお  
るのでございませうけれども、ただいま  
松谷委員のおつしやいました通り、私  
どももいたしまして、この言葉の持  
ちます響きにつきましては、まづたく  
仰せの通りの感じを持っております。  
これは当然医業の協力ということでご  
ざいまして、はなはだ俗な言葉を申し  
まして恐縮でございますけれども、医  
業分業問題が盛んになりましたから、  
女の薬剤師をお嬢さんにはしがつてお  
るお医者さんが多いということであり  
まして、かくのごとく医業分業という  
ことは、決して離縁話ではございませ

んで、いかにしてお互いが仲よくする  
かということにあると思ひます。そう  
してそれをやりますには、お互いのあ  
り方をはつきりした方が、なおかつこ  
こに夫婦も円満に行くじやないか、こ  
ういふ話だと私は考えておる次第でご  
ざいまして、仰せの通り分業というの  
は俗に申しておるのでありまして、私  
どもが出しております法律案も、決し  
てそういう法案ではございません。

○松谷委員 それからもう一点、当局  
の改正案を出された根本を伺いたい。  
当局は別に医師の立場あるいは薬剤師  
の立場、そういう点からこれを改正云  
云といふことではなくて、国民の医療  
を考え、医療の発展を考え、国民の明  
日の幸福をもとお考えになつての御  
提案かどうかという点を伺つておきた  
いのであります。

○久下政府委員 お話の通りでござい  
ます。

○青柳委員長代理 次会は明後二十三  
日午後一時より開会することといた  
し、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 所